千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部
会議資料
（書面開催）

令和８年１１月１３日
午前８時００分開催

農林水産部畜産課

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日時：令和８年１１月１３日
午前８時から
※書面により開催

１　開　会

２　議　題

（１）　高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について

（２）　防疫措置計画等について

（３）　本部長からの指示について

（４）　野鳥監視の強化について

３　閉　会

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員名簿

本部長	千葉県知事	熊谷　俊人
副本部長	副知事	高梨　みちえ
	副知事	黒野　嘉之
本部員	総務部長	前田　敏也
	総合企画部長	三神　彰
	防災危機管理部長	久本　修
	健康福祉部長	岡田　慎太郎
	保健医療担当部長	山口　敏弘
	環境生活部長	寺本　孝
	商工労働部長	関　雄二
	農林水産部長	髙橋　輝子
	県土整備部長	四童子　隆
	会計管理者	板倉　由妃子
	企業局長	横山　尚典
	病院局長	山崎　晋一朗
	教育長	杉野　可愛
オブザーバー	千葉県市長会長	小泉　一成
	千葉県町村会長	佐藤　晴彦
	旭市長	米本　弥一郎
	警察本部（警備部参事官）	廣川　大介
事務局	農林水産部　次長	上林　明絵
	環境生活部　次長	古谷野　久美子
	健康福祉部　次長	出浦　和彦
	農林水産部畜産課長	江森　美香

対策本部体制図

県　対　策　本　部

本部長：知事

副本部長：両副知事

本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
(オブザーバー)	千葉県市長会長
	千葉県町村会長
	市町村長
	県警察本部長が指名する者
	防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者
	その他、対策本部長が必要と認める者

対策本部事務局

事務局長：
農林水産部長
事務局次長：
農林水産部次長
環境生活部次長(事)
健康福祉部長が指名する者

総務広報班 ９名
防疫指導班 ５名
焼埋却班 ６名
安全対策班 ４名（６名＊）
流通指導班 ５名

現　地　対　策　本　部

本部長：農林水産部次長（技）

副本部長：東部家畜保健衛生所長

現地対策本部員	地域振興事務所長
	健康福祉センター長
	食肉衛生検査所長
	農業事務所長
	畜産総合研究センター長
	家畜保健衛生所長
	土木事務所長
	市町村長
	その他、現地対策本部長が必要と認める者
(オブザーバー)	警察署長
	農業協同組合長
	家畜診療所長
	その他、地域関係機関の長

連絡調整会議連絡担当

連　絡　調　整　会　議

総務部	総務課長	環境生活部	環境政策課長	農林水産部	農地・農村振興課長
	学事課長		自然保護課長		環境農業推進課長
	総務ワークステーション所長		循環型社会推進課長		耕地課長
総合企画部	政策企画課長		廃棄物指導課長		畜産課長
	報道広報課長		くらし安全推進課長	県土整備部	県土整備政策課長
防災危機管理部	危機管理政策課長	商工労働部	経済政策課長		道路環境課長
健康福祉部	健康福祉政策課長		経営支援課長	出納局	出納局長
	疾病対策課長 ＊	農林水産部	農林水産政策課長	企業局	総務企画課長
	医療整備課長 ＊		団体指導課長	病院局	経営管理課長 ＊
	薬務課長 ＊		販売輸出戦略課長	教育庁教育振興部	保健体育課長
	衛生指導課長		担い手支援課長	県警察本部	県警本部長が指名

＊高（低）病原性鳥インフルエンザ発生時に対応

≪資料１≫

報道資料

千 葉 県
Chiba Prefectural Government

CHIBA

令和８年１１月１３日
農林水産部畜産課
０４３－２２３－２９２９

高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について（第２報）

旭市の農場で飼養されている採卵鶏について、本日８時に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されたので、その概要をお知らせします。

※疑似患畜とは：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

１　概要

所 在 地：旭市
飼育状況：採卵鶏　約４万羽

２　県の対応

（１）当該農場で殺処分等の防疫措置を実施
（２）発生農場の半径 3km区域内の家きん等の移動を禁止し、３～10ｋｍ区域内の家きん等の区域外への搬出を禁止する旨の公示
（３）発生農場の周辺地域で、消毒ポイント３か所を設置

【 報道機関へのお願い 】

１　現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
　特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
２　今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、御協力をお願いします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

≪資料２≫

防 疫 措 置 計 画

Ⅰ　農場概要と殺処分対象羽数

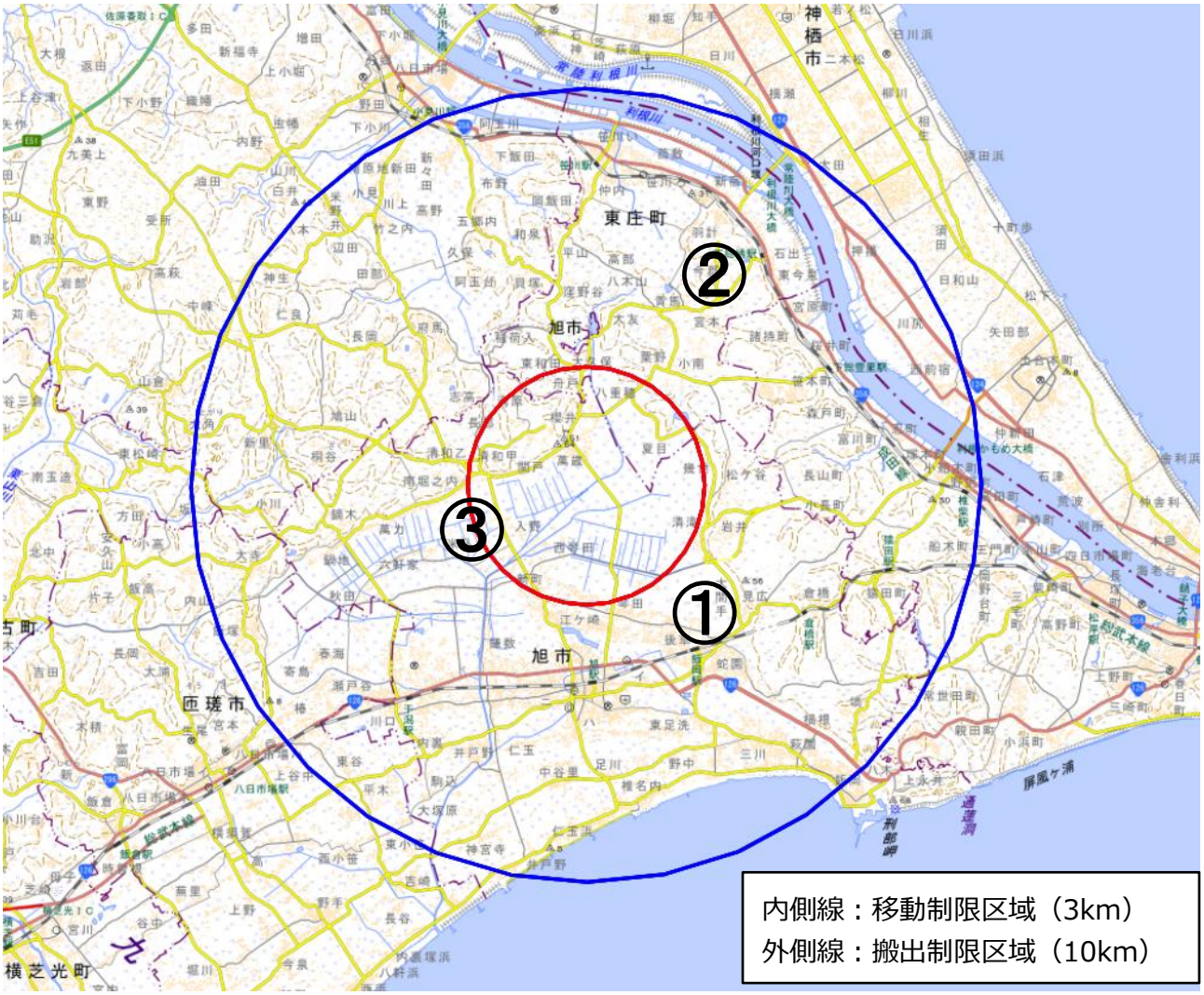
１　対象農場	所在地	旭市	備考
２　殺処分対象	施設番号	対象羽数	
採卵鶏	２号鶏舎	10,000 羽	
採卵鶏	３号鶏舎	10,000 羽	
採卵鶏	４号鶏舎	10,000 羽	発生鶏舎
採卵鶏	５号鶏舎	10,000 羽	
処分対象羽数　計		**40,000 羽**	

※１，６，７号鶏舎については、現在は使用していない。

Ⅱ　移動制限区域･搬出制限区域内の家きん農場数･飼養羽数(発生農場除く)

区分（種類等）	移動制限区域（半径 3km 以内）		搬出制限区域（半径 3～10 km）	
	農場数	飼養羽数	農場数	飼養羽数
採卵鶏	3	108,526	３４	4,488,806
ブロイラー	0	0	7	433,900
うずら	2	209,000	3	380,000
計	5	317,526	４４	5,302,706

Ⅲ　消毒ポイント設置場所



消毒ポイント番号	消毒ポイント	住所地	開設日時・運営時間
①	旭市役所海上庁舎	旭市高生 1	令和 8 年 11 月 13 日 8:00～【24 時間運営】
②	旧東庄町病院跡地	東庄町石出 1988-1	令和 8 年 11 月 13 日 8:00～【24 時間運営】
③	旭市ひかた市民センター	旭市南堀之内 10	令和 8 年 11 月 13 日 8:00～【24 時間運営】

Ⅳ 防疫措置スケジュール

日数経過		0	1	2	3	4	5	6	7	8		特記事項
月・日		11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	～	
検査進行・対策本部会議		**①通報** **午前11時00分** **②簡易検査(+)** **午後1時30分** **③黒野副知事と農水省との面談** **午後5時45分**	**①疑似患畜決定** **午前8時** **②対策本部会議** **午前8時（書面）**									
移動制限措置等設定		告示：半径10ｋｍ（移動・搬出制限）	11/13 ～　継続　農場清掃・消毒終了10日後に搬出制限区域解除 、21日後に移動制限区域解除									
防疫措置			11/13 ～									
	殺処分等		11/13 ～									
	焼埋却処分		11/13 ～									
	農場清掃・消毒			11/14 ～								

《資料３》

知 事 指 示

本日、本県において、今季初となる高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」を確認しました。

本県養鶏業等への影響を最小限に抑えるため、県を挙げて、まん延防止に努めていく必要があります。

このため、以下のとおり指示します。

１　感染拡大のリスクを最小限に抑えるため、防疫作業を早期かつ確実に終了させること

２　家畜伝染病予防法に基づき、移動制限及び搬出制限区域の設定、並びに消毒ポイントの設置により、まん延防止に万全を期すこと

３　現地対策本部においては、殺処分等の防疫作業が円滑に進められるよう、地元旭市及び関係団体と緊密に連携を図ること

４　県内すべての家きん飼養農場に対し、改めて感染防止対策の徹底を強く呼び掛け、必要に応じて指導を行うなど、発生抑止に最大限取り組むこと

５　県民の不安と混乱が生じないよう、速やかに正確な情報を提供すること

以上

≪資料４≫

野鳥監視の強化について

令和８年１１月１３日
環　境　生　活　部

旭市内の家きん飼養施設における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、環境省は本日、発生農場を中心とする半径１０㎞圏内の区域を野鳥監視重点区域に指定しました。

これを踏まえ、県では、環境省公表に合わせて県のホームページで公表するとともに、当該区域内の野鳥飛来状況調査を実施し、野鳥の異常等監視の強化を継続してまいります。